



第1部 概観

第1部 概観

第1章

軍縮・不拡散をめぐる国際的な動向

第1節 軍縮・軍備管理・不拡散とは

軍備に関する規制が世界的な問題として取り上げられるようになったのは、19世紀末になってからのこととされる。国際的な紛争解決の手段としての戦争を一定の範囲で規制していこうとの試みとともに、軍備縮小が国際的な会議の場で主要な問題とされるようになった。その後、国際連盟規約は、第8条で軍備縮小について規定し、国際連合憲章（国連憲章）は、第11条で軍備縮小及び軍備規制を国際の平和と安全についての協力の一つとして位置付け、これを規律する原則について審議するといった総会の権限を定めている。

「軍縮」（軍備縮小）という用語は、国連憲章以外にも様々な文書で用いられているが、一般的には、国際的な合意の下であらゆる種類の軍備又は兵器を縮小、削減さらには廃絶することを意味するとされる。また、冷戦時代には、「軍備管理」という用語も登場した。「軍備管理」とは、軍備又は兵器の規制、検証・査察、信頼醸成、通常兵器の移転の規制などを意味する。軍備管理は、1970年代に米国とソ連の間で行われた核兵器管理交渉から生まれ、主として核大国間の核管理の仕組みを作り上げることを目的

とする概念として用いられるようになった。

これに対し、「不拡散」とは、兵器一般、特に核・生物・化学兵器といった大量破壊兵器やその運搬手段（ミサイル等）のほか、それらの関連物資や技術などの拡散を防止・抑制し、阻止することを意味する。冷戦期、西側諸国は、共産圏諸国への戦略物資、特にハイテク技術等の移転を防止するための取組を行ってきた。冷戦終結以降、大量破壊兵器等の開発・取得を企図する国やテロリストなど非国家主体への大量破壊兵器やその関連物質・技術の拡散の懸念の高まりを受け、国際社会はその防止のため、輸出管理や関連国連安保理決議の履行、拡散に対する安全保障構想（PSI）等の取組を強化している。

このように、軍縮・軍備管理・不拡散は、いずれも軍備又は兵器、その関連物資・技術を対象に一定の国際的な規範を策定し、この規範に基づいて軍備や兵器、その関連物資・技術を規制・管理・制限・縮小することを通じて、国際的な安全保障環境を向上させることを目的としている。また、ある国が一方的に軍備の縮小を実施する場合もある。

第2節 なぜ軍縮・不拡散への取組がなされてきたのか

日本は、第二次世界大戦後、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」（日本国憲法前文）との平和への決意に立って、軍事大国とはならず、その持てる力を世界の平和と繁栄のために向けることを基本政策としてきた。戦争は、

人々の生命や財産を脅かし、その生活と文化を破壊し、数々の悲劇をもたらす。日本の戦後外交は、国民が平和と安全のうちに暮らせるように、そして、世界全体に平和が築かれるように、との日本国民の強い願いの上に立って進められてきた。

しかし、現実の世界には、国と国、民族と民族の間の不信感が根強く存在しており、依然として緊張や対立がある。領土紛争、宗教対立、民族対立など、潜在的に武力紛争に発展しかねない問題を抱えた地域が各地に存在しており、世界のほとんどの国が、自国の安全保障を確保するために、つまり他国からの侵略や武力による威嚇などから自国を防衛するために、軍備を必要と感じていることは、厳然とした事実である。軍縮・不拡散の取組は、こうした現実も踏まえた上で考えていく必要がある。

軍備が各国の安全保障にとって必要なものであるとしても、その規模を適正水準に保ち、できれば縮小する方向で、各国間で協調して調整を進めていくことは、それぞれの国にとって利益になる。勢力を競い合う国同士が、互いに自らの軍事力を優位に保つことのみを考えて軍備を増強するならば、結果として双方が際限なく軍備を拡張していくことになる。こうした、いわゆる軍備拡張競争を避けるために、各国がその軍備の規模や性能を制限・調整していく必要があると考えるようになってきた。

第3節 軍縮・不拡散の現状と課題

軍縮・不拡散は、国際政治と密接に絡んでおり、その動向が現下の国際政治に大きく左右される側面は否めない。冷戦期には米ソ超大国の対立構造を背景として、米ソの核軍備競争を如何に抑制し、また、その戦略核兵器を如何に安定的な形で管理・削減していくかということが主な課題であった。また、核実験が相次いだ1960年代にはこれをどのように抑制するかとともに、核兵器の不拡散が重要な課題となった。ソ連崩壊を受けた冷戦直後には、米国とロシアによる戦略攻撃兵器削減条約交渉も進み、核軍縮に向けた期待が大きく膨らんだ。実際、そのような期待を背景として、1995年には核兵器不拡散条約(NPT)の無期限延長が合意され、1996年には冷戦期に何度も交渉が頓挫した包括的核実験禁止条約(CTBT)の交渉が妥結した。

しかし、そのような期待とは裏腹に、米ソの二極構造の崩壊を受けて、国際政治における主要な主体(アクター)が増加したことによって、軍縮・不拡散をめぐる問題も一気に複雑化した。1990年代半ば

まず何より、軍備拡張競争や兵器の拡散は国際の平和と安全を損なうことにつながりかねない。無制限に増大した軍備や兵器は、たとえ侵略や武力による威嚇の意図がなくても、他の国の不信感や脅威意識を高め、国際関係を不安定にし、不必要な武力紛争を引き起こすことになりかねない。国連憲章が、第11条で、軍備縮小及び軍備規制を国際の平和と安全に関連する問題として位置付けている理由は主としてここにある。

また、経済的な観点からも、莫大な軍事支出は、政府の財政を圧迫する。不必要な軍備拡張競争は資源の浪費でもある。できる限り軍事支出を抑え、経済開発や福祉などに優先的に国家予算を振り向けることができるような条件を整えることも、軍縮・不拡散外交に期待される効果である。

19世紀にさかのぼる人道主義的な観点からの軍備の規制に加え、世界の安全保障や経済発展を効率的・効果的に実現するためにも、軍縮・不拡散のための国際的な努力が行われてきたのである。

以降には、北朝鮮の核開発、旧ソ連諸国からの核物質の流出、インド・パキスタンによる核実験実施などが大きな問題となり、2000年代以降も、9/11同時多発テロ事件を受けた核テロの危険性、カーン・ネットワークの発覚、イランやシリアの核開発、北朝鮮による核実験実施、更なる核軍縮交渉の進展の欠如、CTBT未発効、ジュネーブ軍縮会議(CD)の停滞など、軍縮・不拡散をめぐる課題が百出した。こうした状況の中で、2005年のNPT運用検討会議は、議題の採択をめぐって紛糾し、何ら実質的成果を挙げることはできなかった。

国際社会においては、次第に、NPTを中心とする国際的な軍縮・不拡散体制の崩壊もしくは揺らぎへの危機感が高まった。NPT体制は、核兵器国による核軍縮を進めつつ、これ以上の核兵器の拡散を防止することで、国際社会の平和と安定に大きく寄与している。そのNPT体制が崩壊するとなれば、核兵器の拡散の歯止めを失い、国際秩序の根幹を揺らがすこととなり、国際政治に大きな負の影響を与

えかねないからである。

2007年1月のキッシンジャー元米国国務長官をはじめとする米国歴代政権の元高官4名による「核兵器のない世界 (A World Free of Nuclear Weapons)」と題するウォール・ストリート・ジャーナル紙への寄稿は、こうした状況を打開する大きな潮目の変化となった。同寄稿は、冷戦崩壊から20年近く経つ今や米ソ間で作用していた相互確証破壊(MAD)は陳腐化する一方で、従来の核抑止戦略が効かないテロリストの手に核兵器が渡る危険性こそが、現在の困難かつ新しい安全保障の課題であると位置づけた上で、核兵器のない世界の実現に向けて国際社会が努力すべきと訴えた。

この寄稿を契機に核軍縮への機運が高まった。この機運の高まりは、「米国は核兵器のない世界の実現に向けて具体的な措置を取る」ことを宣言した2009年4月のオバマ米国大統領によるプラハ（チェコ）での演説へとつながった。米露間で再開された戦略核の削減交渉は、2010年4月の新START条約の署名（2011年2月発効）という成果に結実した。2010年5月に開催された2010年NPT運用検討会議では、困難な交渉を経ながらも、NPT体制を支える3本柱（核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用）に関し、将来に向けた具体的な行動計画を含む最終文書を採択することができた。10年ぶりの成果を受けて、NPTを中心とする国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に向けた一歩前進が図られたと言える。

本書の前版（第5版）が発刊された2011年3月時点では、NPTで合意された行動計画を各国が着実に実施することで、軍縮・不拡散に進展が得られることが期待されていた。新START条約の発効、第2回核セキュリティ・サミットの開催（2012年3月）、国際原子力機関（IAEA）追加議定書の締約国やCTBTの署名・批准国の増加など、一定の前進がみられた分野もある。

しかし、2010年NPT運用検討会議での行動計画への合意後、この2年間で軍縮・不拡散をめぐる目覚ましい進展が見られないことも事実である。北朝鮮やイランの核問題は引き続き深刻である。特に北朝鮮は国際社会の強い反対にもかかわらず「ミサイル」を発射し、3回目の核実験を強行しており、断じて容認できない事態が起きている。CDでは、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉を開始できない状況が続いており、打開の見通しは見えない。更なる核軍縮に向けた米露の交渉も開始できていない。透明性が欠如した形での核戦力の増強も行われている。シリアの化学兵器の保有・使用の可能性、またその拡散の危険性も指摘されている。2010年NPT運用検討会議で合意された2012年中の中東非大量破壊兵器地帯に関する国際会議も実現せず、関係国の間では大きな不満が渦巻いている。このように、軍縮・不拡散をめぐる未だに多くの深刻な問題が残っており、国際社会が一丸となって対処することがますます求められている。

第2章

軍縮・不拡散における日本外交

第1節 軍縮・不拡散に対する日本の基本的考え方

第1章で述べたような軍縮・不拡散をめぐる国際的な動向を踏まえつつ、安全保障環境が厳しさを増している東アジアに位置する日本はどのような考え方に基づいて軍縮・不拡散外交を行っていくべきであろうか。日本の軍縮・不拡散外交の推進は、大きく以下の4つの基本的な考え方に基づいている。

第一に、日本が拠って立つ日本国憲法の平和主義の理念と、唯一の戦争被爆国としての道義的責任という日本国民の「使命」としての軍縮・不拡散外交である。日本が「核兵器のない世界」の実現に向け、国境を越えた取組を進めていくことは国としての使命とも言えるものである。第二に、日本の平和と安全を確保する「安全保障」としての軍縮・不拡散外交である。日本を取り巻く地域や国際社会の安全保障環境を安定・改善させるための手段として、軍縮・不拡散を積極的に活用することが重要である。第三に、兵器の破壊力・殺傷力の向上に伴い戦争の悲惨さが加速度的に増大している中で、「人道の精神」に基づく軍縮・不拡散外交である。第四に、一人ひとりの人間の安全を確保するという「人間の安全保障」の考え方に基づく軍縮・不拡散外交である。以下、こうした軍縮・不拡散に対する日本の基本的考え方について詳述する。

1. 平和への願いと唯一の被爆国としての使命

日本が、外交政策の重要な柱の一つとして軍縮・不拡散に積極的に取り組んでいるのは、日本が拠って立つ世界の平和と安全の維持・確保を強く希求しているからである。第二次大戦後、戦争の惨禍を二度と繰り返してはならないとの強い決意から、日本は国際社会の中で平和国家としての地位を築くこと

を選択した。このような理念は日本国憲法の中にも謳われている。日本が、軍事力の強化ではなく、平和裡に経済発展を遂げ、国民の福祉の向上を図ることを重視し、また、それらを実現する上で不可欠な国際社会の平和と安定を追求してきたことは、いずれの国にも明らかであり、世界に誇れるものである。また、日本には、唯一の被爆国として、核兵器の使用によりもたらされる惨禍は決して繰り返されるべきではないこと、核兵器を廃絶していくべきことを、世界の人々に強く訴えていく使命があると考えられる。

日本の軍縮・不拡散分野における主導的な取組の実績は日本の貴重な外交資産であり、この分野で引き続き積極的に取り組んでいくことは日本が確立したモデルを世界に広めるといふ側面も有していると言える。

2. 日本の安全保障の観点

日本を取り巻く安全保障環境を見れば、日本にとって軍縮・不拡散の問題に積極的に取り組んでいく意義が特に大きいことが分かる。

日本周辺地域には、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が集中しており、多数の国が軍事力を近代化し、軍事的な活動を活発化させている。また、領土や海洋をめぐる問題や、朝鮮半島や台湾海峡等をめぐる問題が存在するなど不透明・不確実な要素が残されている。特に、北朝鮮は、国際社会が強く自制を求めたにもかかわらず、2012年に二度にわたってミサイルを発射し、2013年2月には3回目の核実験実施を強行した。北朝鮮のこのような軍事的な動きは、日本を含む地域の安全保障における喫緊

かつ重大な脅威であるとともに、核兵器不拡散条約（NPT）を中心とする国際的な軍縮・不拡散体制に対する重大な挑戦であり、北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとして断じて容認できないものである。

このような状況下で日本は、自国の防衛力整備、日米安保体制の堅持とともに、周辺地域が国際環境の安定を確保するための外交努力により、自国の平和と安全を図るとの基本的な立場を取ってきている。その外交努力の重要な施策の一つとして、軍縮・不拡散が位置づけられる。すなわち、日本を取り巻く地域や国際社会の安全保障環境の安定・改善のために、軍縮・不拡散を有効な外交手段の一つとして積極的に活用していくことが重要である。具体的には、核実験禁止のための国際的な規範を定着させていく努力としての包括的核実験禁止条約（CTBT）早期発効、核戦力増強を食い止めるための努力としての兵器用核分裂性物質生産モラトリアムや兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）早期交渉開始、透明性が欠如する形での核戦力増強によって生じ得る地域や国際社会での疑念を和らげるための透明性向上、世界的な核兵器の削減を進めるための核軍縮交渉の多国間化、地域や国際社会の安定に資するための核兵器の不拡散という規範の強化や検証体制の強化、核物質や関連資機材の輸出管理の強化、通常兵器分野での国際的ルール作りへの貢献など、日本が置かれている安全保障環境の安定・向上のための様々な施策を有機的にとっている。

なお、こうした施策をはじめ、「核兵器のない世界」に向けた軍縮・不拡散外交は、日本の安全保障政策と整合する形で進めなければならないことは言うまでもない。日本が米国の核抑止に依存しつつ核軍縮を追求することについて疑問に思う人もいるかもしれない。しかし、核の惨禍を二度と繰り返さないための最も確かな保証が「核兵器のない世界」を実現することである一方で、そこに至る道のりの途中においても、核兵器の使用はあってはならない。つまり、核軍縮を進めるにあたって、諸国間の関係を不安定なものにして、逆に核兵器の使用の危険性が高まるようなことになってはならず、核軍縮は諸国間の安定的な関係の下で進められる必要がある。核軍縮を進めるに際しては、安全保障を確保し、諸国間

の疑心暗鬼や不信感を増幅させないように留意しながら進めていく必要がある。このことは、日本の観点からすれば、「核兵器のない世界」の実現に至る道のりにおいて、換言すれば、現実に核兵器が存在する間、核抑止力を含む米国の拡大抑止が不可欠であることを意味する。したがって、日本が核軍縮を追求することと、米国の核抑止に依存していることは矛盾するものではない。

他方で、このような形で米国の核抑止に依存しつつも、日本は、同時に、核抑止に依存する必要のない国際的な安全保障環境を実現すべく日々努力している。そのためには、冷徹な国際政治の現実を直視しつつ、いかに遅々とした歩みであっても、どのようにして現実を変えていくことができるかを考え抜かなければならない。日本は、こうした考え方に基づいて、核兵器のない平和で安全な世界に向け、核リスクを確実に最小化していくための現実的な核軍縮・不拡散措置を追求している。

このように、当面核抑止に依存しつつ国の安全保障の確保という最重要の責務を果たしていくことと核軍縮を追求していくこととは、なんら矛盾するものではない。

3. 人道主義的アプローチ

兵器の破壊力・殺傷力の向上に伴い戦争の悲惨さが加速度的に増大していく中で、人道の精神、すなわち人道主義的なアプローチにより、軍縮・不拡散に取り組む意義が高まってきている。例えば、1999年に発効した対人地雷禁止条約（オタワ条約）や2010年に発効したクラスター弾に関する条約（CCM）は人道主義の色合いの濃い軍縮条約である。日本は安全保障上の観点に加え、こうした人道主義的な観点も重視しており、オタワ条約を1997年12月に署名するとともに、1998年9月に条約を批准し、CCMには2008年12月に署名し、2009年7月に条約を批准した。

核軍縮・不拡散の分野においても、2010年5月NPT運用検討会議の最終文書（行動計画前文 A.v）において、核兵器使用の悲惨な人道的結末に深い懸念を表明するとともに、国際人道法の遵守の必要性を再確認することを謳っているなど、人道主義的な観点が重視されている。また、2012年5月に行われ

たNPT運用検討会議第1回準備委員会においても、スイスを含む16か国が核兵器の人道的側面に関する共同の演説を実施し（同年10月の第67回国連総会第一委員会では上記16か国を含む34か国が同内容の共同の演説を実施）、2013年3月にはオスロにおいて核兵器の人道的影響に関する国際会議が開催されるなど、国際社会における関心も高まっている。後述のとおり（第2部第5章参照）、日本も非核特使の派遣、被爆証言の多言語化、軍縮・不拡散教育等の取組を通じ、核兵器使用の悲惨さや非人道性を訴えてきている。

第2節 日本の取組

日本は、上記第1節で述べた基本的考え方に基づいて、様々な多国間の枠組や二国間の外交機会を最大限活用しつつ、軍縮・不拡散外交を積極的かつ重層的に展開していく。具体的には、国連総会（第一委員会）、核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議プロセス、ジュネーブ軍縮会議（CD）といった国際的なフォーラムにおいて、日本の考え方を実現すべく努めている。例えば、国連総会においては、過去20年近くにわたって「現実的かつ実践的アプローチ」に基づく核軍縮決議を提出し、圧倒的多数の賛成で採択されている。

日本は、G8のメンバーとしてG8の枠組（G8グローバル・パートナーシップ）等、これまでもグループを通じた軍縮不拡散外交を行ってきたが、基本的には、唯一の戦争被爆国として、独自の軍縮不拡散外交を行ってきた。特に、核兵器国を含む各国との二国間の意見交換を通じて各種働きかけ等も行ってきた



第1回NPDI外相会合（於：ニューヨーク）

4. 人間の安全保障の観点

軍縮・不拡散は、「人間の安全保障」という観点からも重要な意義を有する。「人間の安全保障」は、一人ひとりの人間に着目し、保護と能力強化を通じて人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現し、人間一人ひとりの安全を確保するという理念である。紛争終結後も、紛争地に居住する人々の安全、生活を脅かす対人地雷や小型武器といった兵器は、「人間の安全保障」の実現に対する脅威となっている。これらの問題への取組は、復興と平和の前提となる安全を構築する上で極めて重要であり、「人間の安全保障」の実現にも欠かせないものである。

ている。今後もこうした外交努力を行っていくことに変わりはないが、さらに効果的な外交を展開するため、後述（1）のとおり、日本はオーストラリアとともに、2010年に10か国からなるグループ（軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI））を立ち上げ、以来同グループを主導している。今後とも、こうしたグループをより積極的に活用することで、重層的な軍縮不拡散外交を展開していく。

（1）軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）

軍縮・不拡散分野において日本が主導する取組としてまず挙げられるのが、「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI:Non-Proliferation and Disarmament Initiative）」である。このグループは、2010年NPT運用検討会議の最終文書（行動計画）において合意された事項の着実な実施を後押しし、現実的かつ実



第4回NPDI外相会合（於：イスタンブール（トルコ））

実践的な提案を通じて「核兵器のない世界」への途上における「核リスクの低い世界」を実現すべく、日本とオーストラリアが主導して2010年9月に立ち上げた、10か国（日本、オーストラリア、ドイツ、カナダ、オランダ、メキシコ、チリ、ポーランド、トルコ、アラブ首長国連邦）からなる地域横断的な非核兵器国グループである。NPDIの大きな特徴として、①メンバー国の外相自身のコミットメントによるイニシアティブであること、②現実的かつ実践的なアプローチを通じ、核兵器国と非核兵器国との橋渡し役を果たしていること、が挙げられる。

2010年9月にニューヨークで開催された第1回外相会合には、前原誠司外務大臣が出席し、NPT運用検討会議の成果を前進させ、核兵器の数的削減と役割の低減、不可逆性、検証可能性及び透明性を伴った核軍縮プロセスの進展、CTBTの早期発効、FMCTの即時交渉開始、等に関する具体的提案につき議論を行い、「核リスクの低い世界」の実現に向けた現実的取組を進める決意を表明した。

その後NPDIは、2011年4月に第2回外相会合（於：ベルリン）、2011年9月に第3回外相会合（於：ニューヨーク）を行い、核戦力の透明性向上やFMCT早期交渉に向けたグループの取組等に関し議論を行った。こうした議論を通じて、2014年に核兵器国が行うこととなっている核軍縮措置の報告に関し、NPDIとして報告フォーム案を作成し、核兵器国に提示する等具体的な成果を積み重ねてきている。

2012年5月にウィーンで開催された2015年NPT運用検討会議第1回準備委員会では、グループとして①核戦力の透明性向上（核軍縮措置の報告フォーム）、②FMCT、③国際原子力機関（IAEA）追加議定書（AP）、④軍縮・不拡散教育、の4本の作業文書を提出するとともに共同ステートメントを行う等、存在感を示した他、非同盟運動や5核兵器国等他のグループとも積極的に対話を行い、核兵器国と非核兵器国との橋渡しというグループの役割を積極的に果たした。

2010年NPT運用検討会議の合意事項の一つである、中東非大量破壊兵器地帯設置構想に関する国際会議についても、NPDIとしてどういった貢献が可能か議論を行ってきている。2012年6月の第4回外

相会合では、会議の調整役（ファシリテーター）代理である、ボルホ・フィンランド外務省政務局大使より、会議の準備状況、克服すべき課題、関係諸国の意向、全体的見通しなどにつき聴取し、NPDIとしてあり得べき貢献策について意見交換を行った。また、同年11月に本件国際会議の開催延期が発表された際には、会議の早期開催に向け関係者の取組を求める声明を発出した。

直近では、2012年9月に行われた第5回外相会合において、2013年春に行われるNPT運用検討会議第2回準備委員会（於：ジュネーブ）において、6本の作業文書（①CTBT、②非戦略核、③核兵器の役割低減、④輸出管理、⑤非核兵器地帯、⑥核兵器国への保障措置拡大）を提出することで合意した。

このようにグループによる外交を通じて、日本自身が軍縮・不拡散外交をより積極的に展開できるのみならず、唯一の戦争被爆国としての軍縮・不拡散にかかる日本国民の想いをより効果的に実現していくことを重視している。



第5回NPDI外相会合（於：ニューヨーク）

（2）日本提出の核軍縮決議

日本は1994年以降毎年、国連総会に核軍縮決議案を提出し、核軍縮に向けて努力すべき方向性として日本が掲げる「現実的かつ実践的なアプローチ」を国際社会に示してきた。この決議は、例年国連総会において圧倒的多数の国からの賛成を得て採択されており、2012年には、99か国の共同提案国とともに国連総会に提出され、過去最多となる174か国の賛成を得て採択された。（国連加盟国は193か国。）

核軍縮決議の内容は、5年毎に開催されるNPT運用検討会議の結果を踏まえて大幅な改訂が行われ

る慣行となっている。現在の決議は、2010年のNPT運用検討会議において10年ぶりに合意が得られたことを受けて大きく改訂されたもので、タイトルを新たに「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」とし、「核兵器のない世界」に向けた国際社会の具体的な行動を求める内容のものである。主要要素としては、2010年NPT運用検討会議で採択された「行動計画」の完全実施の必要性の再確認や、NPT遵守の重要性の強調、CTBTの早期発効と核実験一時停止（モラトリアム）の継続の要請、FMCTの即時交渉開始と早期妥結の重要性の強調等が含まれている。このことは、日本の決議が、非同盟運動（NAM）諸国が掲げる核兵器禁止条約のような急進的アプローチを取るのではなく、現存のNPT体制遵守の重要性を強調した上で、CTBTやFMCTといった枠組みを早い段階で成立させようと呼びかけている点で「現実的かつ実践的な」日本のアプローチを反映したものであることを示している。

また、日本の核軍縮決議の特徴は、多くの国の支持を得ているということに加え、核兵器国を含む幅広い立場の国々からの支持を集めている点にある。2010年からはそれまで反対していた米国が共同提案国になり、さらに2012年には英国が16年ぶりに共同提案国として加わった。またフランスとロシアも引き続き賛成票を投じている。このようなことから、日本が核軍縮決議案を毎年提出することにより、多くの国が支持する核軍縮の道筋を示すことができ、それが核軍縮分野における国際社会のスタンダードとなっていることに意義があると言える。

（3）G8を通じた取組

（ア）背景とこれまでの経緯

「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ（G8GP）」は、2002年6月にカナダで開催されたカナナスキス・サミットにおいて核、化学、生物兵器及びその関連物資等の拡散防止を主な目的として、10年のマンデートで設置された。

この枠組みの下で、まず、ロシアを対象として、不拡散、軍縮、テロ対策及び環境を含む原子力安全という分野に関連するプロジェクトが協力して実施され、具体的な優先分野は、①退役した原子力潜水

艦の解体、②化学兵器の廃棄、③核分裂性物質の処分及び④兵器の研究に従事していた科学者の雇用の4分野とされた。

2007年のハイリゲンダム・サミット（於：ドイツ）では、2007年をG8GPの中間点と位置付けて、レビュー文書が作成された。このレビュー文書は、これまでに実施された協力事業の進展・状況を評価し、2002年以降達成された進展を認識した上で、協力事業の効率性の向上のためには更なる努力が必要とし、カナナスキス・サミット（於：カナダ）で合意されたG8GPの目標達成へのコミットメントを再確認した。また、GPの対象国・参加国の拡大及び対象分野の拡大に関する議論について、2010年にカナダで開催されたムスコカ・サミットにおいて、首脳は、①核及び放射線源のセキュリティ、②生物セキュリティ、③科学者の雇用、④国連安保理決議第1540号の履行促進等に焦点を当てつつ、これまでの成果について評価することとなった。2011年には2012年以降のG8GPのマンデートの延長が合意され、2012年は、米国議長下でCBRN（化学・生物・放射性物質・核）セキュリティやメンバーシップの拡大を扱うワーキング・グループが立ち上げられより体系的な取組が進められている。

G8GP参加国も随時拡大しており、2003年に6か国（ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、スイス、ポーランド、オランダ）、2004年に7か国（オーストラリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、アイルランド、韓国、ニュージーランド）が支援（ドナー）国として参加。また、2004年にウクライナ、2011年にカザフスタン、2012年にメキシコが参加し、現在、24か国と1機関（EU）が参加している。

また、2003年以降のサミットにおいては、毎年、G8GPをフォローアップするための年次報告が採択されている。各々の年次報告では、過去1年間の関連事業の進捗状況、実質的な成果を達成するための諸課題の解決策、G8GP参加国のさらなる拡大等に言及している。

（イ）日本の取組

G8GPの枠組みの下で、日本も大量破壊兵器及び物質の拡散を防止するための国際的な取組に貢献している。例えば、ロシアを中心に旧ソ連諸国に対し、

非核化協力事業を実施しているほか（第2部第11章旧ソ連諸国に対する非核化協力参照。）、IAEAとの協力を通じた核セキュリティ分野での取組を行っている。また、化学セキュリティや生物セキュリティに関するセミナーを実施してきているほか、アジア不拡散セミナー（ASTOP）、アジア輸出管理セミナーを実施するなどCBRNセキュリティに関する取組を行ってきている。また、G8GPの他の優先事項である、安保理決議1540号の履行促進や、国際科学技術センター（ISTC）と協力しつつ科学者の再雇用の取組も進めている。

（4）二国間協議における日本の取組

日本は、軍縮不拡散分野における取組をグローバル、地域、二国間のレベルで重層的に行っており、中でも二国間の協議を通じて日本と特定の国との間で共有する課題に取り組んできた。2011年1月以降、2012年末までに計7回の軍縮不拡散協議を実施した（以下表参照。）。2010年NPT運用検討会議の成果の着実な実施をはじめとするNPT体制の強化、CTBTの発効促進、FMCTの即時交渉開始をはじめ、生物及び化学兵器や通常兵器に関する協力、地域情勢についての意見交換などの幅広い軍縮不拡散分野の課題についての包括的な意見交換を行っている。

二国間軍縮不拡散協議の開催実績（2011年1月～2012年12月）

2012年	8月13日	日露軍縮・不拡散協議（東京）
	6月20日	日イスラエル軍縮・不拡散協議（東京）
	5月25日	日印軍縮・不拡散協議（ニューデリー）
2011年	7月4日	日印軍縮・不拡散協議（東京）
	6月10日	日露軍縮・不拡散協議（モスクワ）
	2月18日	日韓軍縮・不拡散協議（ソウル）
	1月26日	日トルコ軍縮・不拡散協議（アンカラ）
	1月24日	日エジプト軍縮・不拡散協議（カイロ）
	1月14日	日中軍縮・不拡散協議（東京）
	1月11日	日パキスタン軍縮・不拡散協議（東京）



広島平和記念式典（写真提供：広島市）



広島市長による平和宣言及び放鳩（写真提供：広島市）



長崎平和祈念式典における児童合唱（写真提供：長崎市）